

第5回 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会

日時：平成23年10月19日(水) 13:30～

場所：合同庁舎2号館7階 省議室

【碓井座長】 皆様、こんにちは。それでは、ただいまから、第5回地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会を開会させていただきます。

本日は、中間取りまとめ(案)についての御審議をお願いしております。これにつきましては、事前に皆様にお送りしていると思いますので、まず事務局から御説明をお願いいたします。

【末永税務企画官】 税務企画官の末永でございます。簡単に御説明させていただきます。

まず、「はじめに」というところです。

平成23年度税制改正大綱を引用してございますが、基本的な考え方としましては、税制を通じて住民自治を確立し、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくということでございます。

また、この研究会におきましては、「自主的な判断」の拡大のところでは、5つのテーマ、「執行の責任」の拡大ということでは3つのテーマについて、御検討、御議論をいただくことになってございます。

なお、「地域決定型地方税制特例措置」という言葉ですが、これにつきましては、これまで「標準税負担軽減措置(仮称)」ということで検討していただいておりますけれども、名称につきまして、このたび、このようにさせていただければということでございます。

今年度におきましては、御案内のとおり、今、申しました「地域決定型地方税制特例措置の創設」、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」及び「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」について、集中的に検討を行ってきたところでございます。この成果を取りまとめいただいたということになります。

第1章でございますが、地方税法に定める特例措置のあり方ということで、「地域決定型地方税制特例措置」、(通称・わがまち特例)の創設ということでございます。

基本的な考え方としましては、地方税制の大部分を国が法律で決定しておりますため、地方税制についての議論が各地方団体で十分に行われているとは言い難いとの見方がございます。さらに、国が法律で一律に定める税制は、必ずしも地域の実情に即したものではない場合もございます。適切な政策効果を発揮できてない場合もあるのではないかと御指摘がありまして、そうしたことから、現行の地方税制を自主的な判断等を拡大する方

向で抜本的に改革することが必要ということでございます。

現状と課題につきましては、課題につきまして2つほど、記載をしております。

そうした課題を踏まえまして、4のところ、特例措置のあり方の見直しということで、1つ目としまして、地方団体の自主・自立の観点から、地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止することにより、地方税制について国が定める範囲を可能な限り縮小するということ。

2つ目としまして、国が地方団体に対して特例措置の実施を求める場合であっても、法律の定める範囲内で地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組み、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を導入するということ。

3つ目としまして、地方税法に定める特例措置について見直し等を行う際には、特段の事情がない限り、地域決定型地方税制特例措置方式とすることを原則とする、と整理しております。

条例委任の考え方につきましては、条例委任の項目といたしまして、特例期間、特例率について条例にすることを基本とする。条例委任の限度としまして、特例率等を条例に委任する際には、法律で示す一定の特例率等及び条例で定める特例率等の上限・下限を設けることとしております。

6の地方財政の関係でございますが、まず基準財政収入額の算定におきましては、法律で示す一定の特例率等に基づき算定することが適当ということでございます。

また、標準税率未満の団体に係る起債制限について、同様の措置を講ずべきかどうかということにつきましては、同様の措置を講じない方向で検討することが適当ということでございます。理由につきましては、①、②の記載のとおりでございます。

7の今後の対応でございますが、地方税法に定める特例措置について、抜本的な廃止、縮減を行うことを前提に、そこがございます①、②、③の措置につきまして、地域決定型地方税制特例措置の導入を検討することが適当ということで整理をしてございます。

続きまして、第2章、法定外税の関係でございます。

法定外税につきましては、今後も全般的に議論を深めていくということでございまして、このたびの中間取りまとめでは結論的なことを特に記載してございませんが、途中経過ということで整理をさせていただいております。

問題意識としましては、地域主権改革の理念を踏まえるということと、法定外税に係る国の同意が地方団体の責任回避につながっているのではないかという指摘があること。そうした問題意識に立ちまして、関与の見直しの具体的な内容について検討を行ってきたと

いうこととございます。

現状等につきましては、過去の研究会で御説明した内容を書かせていただいておりますので割愛させていただきます。3の論点の検討というところを御覧いただきたいと思っております。

論点を3つ設定してございまして、論点1として法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性、論点2として手続面の関与、論点3として要件面の関与ということとございます。

それぞれにつきまして検討結果を書いておりますが、まず関与の必要性につきましては、その下の②国の関与の必要性のところを書いてございます。さまざまな御意見をいただきまして、少し整理をさせていただきましたが、2つ目の段落で、関与の必要性は認めながら、これを縮小していくべきという御意見が多く見られております。本研究会としましては、今後、その方向でさらに議論を進めていきたいということを書かせていただいております。その他、いただいた御意見を書かせていただきました。

論点2の手続面の関与につきましては、関与の類型について整理をさせていただいた上で、本研究会における検討ということで、ウ)で書かせていただきました。

具体的には、同意不要の協議とすべきとする御意見として、協議は事前にしっかり制度を検討するために必要なものと位置付ける、同意は要しないこととするといった御意見。

あるいは、法定外税の性格によって関与のあり方を変えるべきとする御意見として、負担水準、税収ともに小規模なものにつきましては届出制とする。ただし、地方団体や特定の地域企業にとって大きな問題となりかねない法定外税は、案件の性格によって同意が要る、要らないということ整理した上で、国との協議を要するとすべきであるといった御意見をいただいております。

そのほか、すべて届出制にすればよいのではないかという御意見や、地方の実態に即した議論をしていかなければならないという御意見もいただいております。

②として、事後的な是正措置のお話もいただいております。行政的手続を重視する御意見ということといただいておりますのと、一方、地方判断を重視する御意見、両方ございまして、ここも今後、議論を深めていく必要があるということであろうかと思っております。

(4)の論点3、要件面の関与につきましては、特に明確な法定要件を設定すべきといった、内容の明確化を求める御意見を多くいただいております。

ただ、その場合に、②要件の明確化のところですが、現行の要件をどう具体化、客観化

していくかといった課題があるという指摘をさせていただいております。

③廃止すべき要件と新たな要件の追加につきましても、いただいた御意見を記載させていただきまして、4のまとめで、今後も建設的な議論を積み重ね、あるべき姿を追求し、見直しの具体的な内容について、来年度の取りまとめにおいて示すこととしたい、とさせていただいております。

次に、第3章、消費税・地方消費税の関係でございます。

まず、地方団体の役割の現状ということで、現行制度の概要について書かせていただくのと、実際の取り組みの現状ということで、(1)、(2)とそれぞれ整理をさせていただきます。

2、賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に係る基本的な考え方でございます。本来、地方税は地方団体が賦課徴収すべきであることからすれば、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大について、執行の責任の拡大及び納税者の利便性の向上の観点から、改めて検討することが必要であるとした上で、「このため……」とありますが、社会保障財源としての消費税（国・地方）の充実を進めるに当たっては、「執行の責任の拡大」を図るべき、「住民の利便性の向上」を進めるべき等の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大を進めていくことが必要であると考えられるとしております。

方向性と実務上の課題ということでございますが、賦課徴収に係る地方団体の役割拡大の一つの具体的な方策として、地方団体に対する申告書提出の制度化というものが検討課題となるとしておりまして、制度のイメージとして書いております。

事業者は、申告書を都道府県知事、または市町村長にも提出することができることとしまして、申告書が知事、あるいは市町村長に提出された場合、法的に税務署長に提出されたものとみなすといったイメージをつくっております。

実務上の課題といたしましては、徴税コストについて、地方団体の体制について、国と地方の連携等についてという、大きな3点の課題を指摘させていただいております。これらの課題を考慮いたしますと、実務上の観点からは、直ちに地方団体への申告書の提出の制度化を行うことは現実的とはいえない。まずは、これらの課題解決に向けた道筋を明らかにすることが先決なのではないかと考えられる、と整理をしております。

当面の取り組み方針といたしましては、(1)で、当面は住民の利便性の向上のため、全国の地方団体において、現行制度のもとでも可能な納税相談を伴う收受等の取り組みを拡大することとすべきであるとしてございます。

(2)として制度化に係る判断ということでございますが、体制整備を進めていく中で、

その体制整備の状況を見極めながら、消費税率引き上げや、共通番号制度が実施される時期を目途に、地方団体の賦課徴収に係る役割の拡大に向けて、地方団体に対する申告書提出の制度化に関して、改めて詳細な制度設計を検討し、その導入について判断することが適当であるとさせていただきます。

今後の課題につきましては、全国知事会からの提言等も踏まえ、賦課徴収における地方団体の役割のさらなる拡大、申告書の提出の面だけではなくて、さらなる拡大についても中長期的な課題として検討していくべきであるということ。

それから、持田委員から御説明をいただきました税率決定権のことですが、一番下、諸外国の動向も踏まえて、地方消費税の税率決定権を各地方団体が保持する制度の導入についても、将来的な課題として研究を進めることが望まれるという形で整理しております。

「おわりに」でございますが、今、3点整理をしていただきましたけれども、「地域決定型地方税制特例措置の創設」及び「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」につきましては、本研究会としての結論を得たものであり、この報告が、24年度以降の税制改正における議論に大いに生かされることを期待するものとしております。なお、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」や、今後、議論を行うこととしている項目につきましては、引き続き精力的な検討を進めていくと、最後に整理をさせていただきます。

参考資料につきましては、適宜挿入しておりますので、御覧いただければと思います。以上でございます。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。それでは、これから、事務局でまとめていただきました中間取りまとめ（案）につきまして、皆様の御意見をいただきたいと思っております。全体で、まず第1章から始まっておりまして、第1章の特例措置のあり方については、この研究会としての報告、考え方をまとめた形になっておりますので、まずこの部分から御意見等をいただければと存じます。名称の、「わがまち特例」も含めて、いかがでしょうか。では、清原委員、どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。まず、座長並びに事務局におかれましては、大変短期間にもかかわらず、この間の議論を丁寧にまとめていただき、この中間取りまとめ（案）を作っていただきましたこと、感謝申し上げます。

事前に修正意見も出しておりますので、この案についての修正意見はございませんけれども、第1章のところにつきまして、ちょっと感想というか、コメントを申し上げたいと

思います。まず名称について、「地域決定型地方税制特例措置」、(通称・わがまち特例)としていただいたことは、私のような立場では、従来の表現よりも、より趣旨に適ったネーミングがされたのではないかと思います。特に、「標準」ではなくて、「法律で示す一定の特例率」という、より中立的な、ニュートラルなスタンスとともに、一般的な皆様にも受け入れられやすいのではないかと思います。人羅委員が例示された、わがまち特例が活かされたのかなと思いますが、よろしいのではないかと思います。

それから、もう一点、私から感謝を申し上げなければいけないのは、5ページ目の6のところですか。ここにつきましては、前回、起債制限について、私は不安に思い、質問をさせていただきましたが、基本的に財政措置は中立的に考えたい旨の回答を当日もいただきました。そこで、5ページ目の6のところ、明確に考え方が整理されました。

すなわち、「地域決定型地方税制特例措置というものを活用する場合に、法律で示す一定の特例率等による税負担の軽減を超えて軽減を行う地方団体に対して、一定の普通税の税率が標準税率未満の団体に係る起債制限と同様の措置を講ずべきかについては、以下の2点の理由から、同様の措置を講じない方向で検討することが適当と考えられる」ということで、明確に2つの理由が示されて、明らかに起債制限をしない方向が示されました。

この制度の意義、目的が、より明確に自治体に伝わるものとなっていると思ひ、この5ページの6の取りまとめにつきましては大変有用ではないかと思ひ、感謝しているところです。

以上です。ありがとうございました。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。他に御意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。青山委員。

【青山委員】 全体の構成等には全く異存、異論はなく、いいと思うのですけれども、中間取りまとめの中で、これが成案の方向ということになった場合に、問題は、これが本当に地方自治体で使われるかどうか、私には大変興味があるところなんです。それで、政策を立案した側としては、これがどういう地域政策に応用されるのかという一定のイメージがあるはずなんです。それをこれから、政府税調の人たちも当然ですけれども、地方自治体の人たちと共有した方がいいと思うのです。こういうやり方も、こういう使い方もあったのかということも、実際においてみればあるのかもしれませんが、それが地方自治の面白いところだと思うのですけれども、政策立案をした側とすれば、こういう地域政策があるのではないかと。

例えば、固定資産税の特例率で考えれば、中心市街地の空洞化だとか、あるいは京都な

どへ行けば町屋の保存の問題だとか、要するに町にちゃんと住めるように、コンパクトシティという考え方もありますが、町中にちゃんと居住できるようにしていくための都市計画、都市づくり、まちづくりの一つの手段として、固定資産税をこういうふうに変えることができるのだと。

例えば、所得に関係する特例だったらば、地震保険は全国一律の控除がありますけれども、日本中、全部同じリスクではないわけですよ。自分たちのまちは、復興のことなども考えると、なるべく地震保険の加入を促したいということなどが考えられるわけです。

それで、このわがまち特例を使った場合の地域政策のイメージというような趣旨は、1項、入れておくことで非常に理解が深まるのではないかと。当然、この先、政府内で、この部屋から出て行って、霞が関の各省、内閣の中へ出た場合には、地方分権改革はいつもそうなのですが、必ず異論を挟むところが出てくるわけです。我が省の政策がゆがむという声が出てくると思うのですが、それはやはり内閣を統括する、最終的には首相の政治意思の問題でしょうけれども、そういうプロセスを明確にする意味でも、なぜこういうことを考えていくのか、これが具体的にどういうふうに変える手段になっていくのかというようなことを、抽象的な地方分権を言うだけではなくて、もう一歩踏み込む形で入れたほうがいいのではないかとということです。

附帯意見みたいなものですが、ペーパーの出来上がりとして、そういうことを検討できないものなのか。

【碓井座長】 青山委員の御指摘は、2段階で考えますと、これが制度化された後のアピール、それはもちろん普段もやっていることありますが、むしろ、これが制度化されるようにするためのわかりやすい説明が必要だと、こういう御趣旨でしょうか。

【青山委員】 だから、やはり多くの地方自治体の賛同を得ながら作っていくべきだという視点です。

【碓井座長】 既に前回までに御議論がありましたように、これから大変汗をかく税制改正に向けての作業を総務省の方をお願いしなければならない訳ですが、そのためには、地方公共団体からのバックアップといいますか、あるいは強い要望というか、そういう支えもあるということは、多分、推進力になるであろうという御趣旨だったかと思います。他に何かありませんでしょうか。人羅委員、どうぞ。

【人羅委員】 座長、どうもご苦労さまでした。前回、私が言った、例の標準のことなのでありますが、今回、4ページのその他のところで、いわゆる一定の特例率については、参酌すべき基準と同等だという位置付けがされていると思いますが、これは義務付け、枠

付けとの傾向から見ても、すごく妥当だと思います。なので、この参酌すべき基準よりもあまり強くない範囲での制度化を、ぜひお願いしたいと考えております。

あと、今、青山委員のおっしゃった点の関連では、これはちょっと私の素人質問になってしまうのですが、運用する過程において、この制度が実際に動き始めたときに、例えば同じ政令指定都市のA区とB区で、全く違ったタイプの特例の適用みたいなものがあるのかとか、一つの自治体の中で、どのくらい地域別にきめ細かい運用ができるのかとか、ちょっとその辺のイメージが、説明ができていればという気がちょっといたしました。以上です。

【碓井座長】 人羅委員の最後、多分御質問という趣旨ですが、大変難しい問題を提起していただきました。これは、事務局でどなたか。北崎課長ですか。どちらですか。

【水野固定資産税課課長補佐】 すみません、今、固定資産税課長、ちょっと別の公務で席を外しております。しばらくしたら参りますけれども、その間、代理で私の方からお答えさせていただきます。

今の、同じ市の中で違う特例率の適用があり得るかということですが、これは結局のところ、どのような特例に対して標準税負担、わがまち特例を入れるかということによってくると思います。ですので、同じ市であればすべて同じ率でなければいけないということではなかろうかと思えます。現に今、前年よりも1.1倍以上税負担が増える、固定資産税の税額が増える場合には、1.1倍以内に増加額を抑えるという特例があるんですけども、これについては、同じ市の中で一部だけ適用するとか、そういった取り扱いも認めているところではあります。したがって、そこは、どのような特例にこの制度を入れておくかということによるのではないかと考えております。

【碓井座長】 よろしゅうございますか。他にいかがでございましょうか。井手委員、どうぞ。

【井手委員】 どうもありがとうございました。私は、今日の基本的考え方の中で、そもそも現行の地方税制を自主的な判断等を拡大する方向で抜本的に改革すると書かれていて、すごく大きな書きぶりになっているとまず最初に思っていたのです。それを念頭に置きながら、前回から議論になって、先ほど清原委員もおっしゃっていた、これは感想なのですが、起債制限をどういうふうに扱うのか。つまり、抜本的に改革すると一方で言いながら、起債制限をどういうふうに扱うのかと、ずっと関心を持って拝見しておりました。

社会科学というのは、常に実態とか、理念とか、理論が鋭くせめぎ合う領域のように思うのですが、そのときに、財政学の中ではずっと昔から、標準税率未満の団体ということ

は財政的に余裕のある団体のはずなのに、そういう団体がなぜ起債の制限を受けなければいけないのか、そういうところほど起債していいのではないのかという批判がずっとあったんですよね。一方で、実態を見ると、そうではなくて、どんどん、どんどん投票権のないところに対して課税をするという現実があったので、起債制限と標準税率の関係は重要なのだという実態的な問題があって、そこに対するせめぎ合いみたいなものがこれまでであったわけです。

今回、結局、ここで起債制限を設けないという決断をされたというのは、僕はすごく大きな決断のように思っています。このことに対して、僕はすごく高く評価をしたいと考えているのです。それは、今の実態と理念という関係でいうと、実態面でいえば、おそらく地域決定型地方税制特例措置というのはまだ限定的なものであると。つまり、標準税率とはちょっと距離を置いた非常に限定的なものであって、まずはここから考えてみましょうというような位置付けだとは思うんですね。ただ、これを理論的に考えていくと、やはりこの問題に関して、もう起債制限を設けないのだという方向を示したわけです。こういう前例ができたということかと思えます。

その意味では、理論的に考えていくと、将来は、今ある標準税率未満の団体と起債制限との関係も、当然、問われてくることになるのではないかと私は思っております。そういう意味での一つ方向性が示されたというのは、確かにこの報告書に示されているような、抜本的な改革の方向性が見えてきた気がするということを申し上げておきたいと思えます。以上でございます。

【碓井座長】 他にいかがでしょう。今の点は、財政局の方に言わせると、そう簡単に方向転換が図られると、飲み込むわけにいかない。今日は黒田課長いらっしゃいますが、差し支えるでしょうから、発言されなくて結構です。どうぞ、持田委員。

【持田委員】 碓井座長、どうもありがとうございます。また、この中間報告をおまとめいただいた事務局の方、ご苦労さまでした。

私は、前回、所用で欠席したので、感想にとどまりますけれども、プラスの面としては、「地域決定型地方税制特例措置」というネーミングがいいと思います。これで負担増というニュアンスも、インプリシットに組み込まれたという印象を受けます。もう一つは、上下、下限・上限、それから標準的な一定の税率の処理の仕方を参酌基準にしたという判断も正しいと思います。そういう意味では、第1章の部分というのは賛成いたします。

その上で、2点ばかり、実際に運用に移すとき、あるいは将来的な問題を、私なりに考えることを発言させていただきます。

まず1つは、研究者としてやはり違和感を持っている用語があります。それは「特例率」という用語です。特例率そのものについての違和感ではなくて、ネーミングです。これまでの御説明ですと、特例率というのは課税標準について軽減措置を講ずるということです。ですから、固定資産税であれば7割と、そういう意味での課税標準についての特例です。しかし、「率」という言葉がつくと、私どもはすぐ税率というように反応してしまうところがあります。ですから、起債制限との関係はどうなるのかという疑問につながっていくと思うのです。本来は、課税標準の話と起債制限の話というのはつながってないはずなのです。ですから、この「率」という言葉、今から変えろという意見ではないのですけれども、よくよく注意して説明してしないと、ここをほじくり返される可能性は十分あると思います。

もう一つは、348条の問題です。これは、以前の委員会で佐藤先生が指摘された点でありますけれども、今回の報告書でもその問題は残っているわけです。例えば、3枚目の4の①、地方団体の自主・自立の観点から、地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止すると。地方税法で定める特例措置というのは348条ですよ。いわゆる公益法人等々についての特例措置というものがあります。この問題に手を突っ込むのかということについて確認をさせてください。

それと関連して、5ページの7の今後の対応というところで、①期限切れとなる地方税法に定める特例措置のうち延長するもの、これは当然やらなければいけないですよ。②新規に創設する地方税法に定める特例措置、これはチャンスだと。問題は③です。期限のない地方税法に定める特例措置のうち見直しを行うもの、これは348条です。

これを書くということは、どのくらいの覚悟を持って我々は責任を持つのか。将来の問題として考える必要があるのではないかと思います。しかし、全体として、第1章の書きぶりというのは正しいと思います。

以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。持田委員、こだわらないようですが、特例率という言葉の御指摘がありました。この点について、何か委員の皆様から御意見等ありましたら。まだ間に合いますから、ありますでしょうか。これは、質的な意味というのは縮減、縮減に限らないのか、そういう特例ですよ。

【持田委員】 いわゆる課税ベースの特例です。

【碓井座長】 メーンはそういうことですからね。そうですね。これは、少し勉強してみましようか。どなたかいいアイデアが。課長、どうぞ。

【北崎企画課長】 企画課長です。持田先生のおっしゃられたのは、率と言うと、税率のイメージがあまりに勝ち過ぎているという御指摘だと思います。

【持田委員】 そうです。はい。

【北崎企画課長】 まさに私どもも、今まで実際御議論申し上げてきたのは、課税標準の話でありますので、課税標準の特例とやるワーディングがいいのか、それだとまた、これは課税標準なので、標準というわけではないのですけれども、また紛らわしいとかあるかもしれません。ちょっと考えてみて、また座長とも御相談をさせていただければと思います。おっしゃる趣旨は、よく理解したつもりでございますので、少し可能性を探ってみたいと思います。ありがとうございます。

【碓井座長】 はい、どうぞ。

【持田委員】 今、率という言葉で、ややひっかかるということを使ったのですけれども、わがまち特例というのは画期的なことだとは思うのですけれども、このアイデアにたどり着くまでに、私なんかはなかなか時間がかかってしまうのです。まず、固定資産税の世界でいうと、なぜこの話が出てくるのかということをも自分なりにたどらないと、なかなかこのアイデアにたどり着かないという問題があります。

課税標準の特例というのは、地域の実情に応じた地方税制をつくる上で、何番バッテリーなのかということですよ。そういう点でいうと、税率はどうか。しかし、税率は、用途別の不均一課税というのは、たしか通達でできないことになっているから、多分、だめだろう。それから、土地評価率は全国で統一されてしまったので、土地評価率で負担水準を調整することは多分できないだろう。そうすると、用途別の不均一課税もできなくて、土地評価率を全国で統一しているとなれば、課税標準についての特例でしか負担は調整できないと議論を積み重ねていかないと、なかなかこのアイデアにたどり着かないという問題が私なんかにはあります。

それとあわせて、特例率という言葉、まず税率のイメージが非常に強いですので、少し勉強していただけると、運用するときに、よりスムーズに行くのではないかと思います。

【碓井座長】 御指摘、どうもありがとうございます。それから、持田委員の御指摘には他に幾つもありまして、特に一番最後の、5ページ辺りでしたか、大変なところに足を突っ込みかけているのではないかという御指摘もありました。この辺りについて、何か皆様から御意見等ありますでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ、他のことも含めて、皆様から御意見ありましたら。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 碓井座長、それから事務局の皆様、大変ありがとうございました。第1

章については、議論の過程でも大分発言をさせていただきましたし、私の考えも相当に取り入れてくださっておりますので、この内容について全く異議はございません。ありがとうございました。

おそらくここからの問題で、例えばワーディングであれば、特例率を、特例割合にするかとか、そういういろいろな問題があるかもしれませんが、中身としては、この方向性は、もう既に御指摘のあったとおり、支持すべきものだと思います。

私からも要望がありまして、既に出ていることとダブるのですが、このペーパーは一般の人向けではないと思います。それはそれでももちろんよいわけで、税制調査会等の専門家を相手に、我々の意見を表明するということで賛成です。ただ、先ほどから出ていますように、実際にこれを使ってもらう、あるいは、こういうものを使いたい地方の応援を得ながら、実定法化していこうというようなこれからのステップを考えたときに、適切な広報が欠かせないというように考えます。このタイプのもは、文書そのものをわかりやすくして、それに広報の機能を持たせるという戦略と、それは分けてやるという戦略があるかと思しますので、今回は後者をとったということで、ぜひこの後の広報について、事務局の方もお忙しいと思いますが、御尽力をいただければと思います。

先ほど、青山先生から御指摘のありましたイメージなどは、例えば第2回の研究会で未定稿として出されたペーパーなどもありましたし、たとえばああいうものを使ってイメージを共有して、膨らませていくという作業が不可欠であるということ、最後に一言コメントさせていただきました。ありがとうございました。

【碓井座長】 他に。どうぞ、清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。今、青山委員、佐藤委員から、現場の自治体に、この内容について、より一層理解し、また具体的なイメージを持っていただくための取り組みが極めて重要であるという御指摘がありました。

実は、私が所属しております全国市長会でも、全国から役員市長が集まって、最新の行政の取り組みなどについて学び合いつつ、理事会等を開いていますが、その場合にも、役員だけではなくて、幅広く各市長に広報がなされ、こういうテーマで、例えば総務省から新しい税制について話があるので参加するようにと促されて、私も、役員ではないのですが、何度か参加したことがございます。

したがいまして、知事会も同様だと思いますけれども、総務省のネットワークの中で、まず首長が新しい動向について知ることが重要でしょうから、町村会もかなり丁寧に勉強会などをされていると承知しておりますので、ぜひこの中間取りまとめの段階でも、

情報提供していくということが有用ではないかと思えます。その認識のもとに、例えば国の税制調査会等に、市長会や町村会から問題提起をしていくということもあり得ると思えます。そのときに、自主・自立を進める上で、このような中間取りまとめの方向が望ましいというような声上がるようであれば、また政府の税制調査会に影響も与えられるのではないかと思えます。

この点については、全国市長会は既存の組織ではありますが、かなりフレキシブルに活動ができる組織でありますので、私からももちろん情報提供しますが、事務局からもそうした働きかけをしていただければありがたいと思えます。以上です。

【碓井座長】 まだおありかとも思いますが、今回、3つのテーマで中間取りまとめを出そうとしている訳ですが、第3章、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大という14ページ以下のところ、ここが一応まとまったという位置付けになっているものですから、こちらを先に、皆様の御意見を伺って固めたいと思えます。ただ、こちらは、お読みいただければわかりますように、第1章とはかなり位置付けが異なったものになってはいるのですが、いかがでございましょうか。どうぞ、青山委員。

【青山委員】 この先、例えば消費税率を上げるときのことだとか、背番号制の導入の問題等々のことがあるのかと思うのですけれども、私は、基本的に大きな方向は正しいと思っていますのです。だから、この前提が、都道府県、特に市町村も総合的な行政主体になるべきだということからもあるだろうし、税が民主政治の根本だということもあるから、新しい責任を負おうということですよ。

それが大前提なのですが、ただし、これは多分、地方自治体に対する義務付けになるわけですよ。その義務付けのときのあり方を考えたときに、実はちょっと気になるのは町村なのです。これは総合的主体だからだという論を突き詰めていくと、町村も全部引き受けるべきだということになるのですが、現実、実態を見ると、今、町村はかなりの仕事を負わされつつあって、しかも一方で、行財政改革と称して、定数も含めてかなり緊縮化されている。

そこで心配なのは、本来、町村がやらなければいけない地域づくりの力を削ぎながら、こういう責任を負っていくということが考えられるのです。そういうことなので、どういう表現をしていいのかよくわからないのですけれども、町村に対しては、それを下から上に上げる、県に仕事をやってもらうというようなことも含めてできないか。ただ、住民側からいって、ワンストップでした方がいいということが常にあると思うので、それは工夫の仕方で、県庁職員が町村を巡回して歩けばいいのではないかという気がするのです。町

村の役場を巡回して、その都度、その都度、一定のたまったものを処理していくというようなやり方にした方がいいのではないか。

小さな自治体に対する配慮をちょっと加えたらどうかというのが、私の趣旨なのです。清原委員のような三鷹市は、すべてやるだろうし、大きな町はやるべきだと思うのですが、そうでないと、これを進めていけばいくほど、また不用意な市町村合併が進む可能性も気になるということです。ちょっと話がうまくまとまってないかもしれませんが、趣旨はそういうことです。

【碓井座長】 青山委員から、大変重要な論点というか、御指摘があったと思います。この点について、他の委員の皆様から何か御意見等ございますか。清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。今、青山委員から大変重要な御指摘があったと思います。すなわち、自治体の行政の仕組みの中に、特に消費税の問題が入ってくるということについては、地理的な条件であるとか、行政の仕組みであるとか、あるいは、それまでの国税、あるいは税務署との連携であるとか、そうした状況によって、もちろんきめ細かい対応をしていかなければならないと私自身も考え、そのような発言をしてきました。

そういう経過があって、16ページから17ページにかけてですが、事務局案ではかなり慎重な表現をしていただきました。すなわち、「地方団体の体制についても、所得税と消費税の申告には制度、実態の両面で違いがあることを踏まえて、地方団体の体制整備について検討を行う必要があること」と明記をしてあります。それから、国と地方の連携等については、例えばe-TaxやeLTAxの活用や連携を検討する必要があると書いた上で、結論として、「これらの課題を考慮すると、地方団体における消費税・地方消費税の申告書の収受等の取り組みが限定的なものにとどまっている現状においては、実務上の観点からは、直ちに地方団体への申告書の提出の制度化を行うことは現実的とはいえず、まずはこれらの課題解決に向けた道筋を明らかにすることが先決なのではないかと考えられる」と。

これは、一見、消極的に見えるかもしれませんが、私は、青山委員が指摘されたような地域の事情、そして、現在、すべての市町村が行財政改革をもちろん進めていて、その中の人員の適正規模と適正配置ということでは苦慮している中から、やはり広域自治体である都道府県と、それから基礎自治体である市町村との間の綿密な連携のあり方についても、それぞれの都道府県においては相違があると思います。また、島嶼を含んだり、いわゆる過疎地を多く抱えている地域の中で、やはり都道府県の役割というものも、当然、大きいということから、このような表現を事務局案でも取りまとめいただいたのではないかと思います。

ています。

そこで、17ページの当面の取り組み方針のところ、「当面は住民の利便性の向上のため、全国の地方団体において、現行制度の下でも可能な納税相談を行う收受等の取り組みを拡大することとするべきである」とあります。やはり現実的な取り組みの中で、どのような可能性があり、それを進めていくに当たっては、どのような支援が国としてなされるべきなのかということを検討する方向性が示されていることは、私としては大変重要な指摘だと思っています。

今日、知事の委員は、御公務で欠席なので、市長として意見を言わせていただいているわけですが、私はもちろん全国市長会を代表しているわけではありませぬし、町村の皆様のお思いをきめ細かく代弁はできないのですが、この間、各委員の皆様が私のような自治体の立場を尊重していただいて、慎重に検討していただいた結果が、今回の慎重な書きぶりだと思います。でも、それはすごく現実的な書きぶりであると思ひまして、今の青山委員の御指摘も踏まえて、私としては、ICTの活用なども含みながら、やはり体制整備等を図り、段階的に進めていくという方向性がなければ、現在、市町村は、この件については受容することが難しい状況であることも感じているところです。以上です。ありがとうございました。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。先ほど、青山委員御指摘の点は、16ページ、制度のイメージというところに3つ〇があつて、その次の※のところ、都道府県と市町村の適正な役割を踏まえて、市町村に義務付ける制度とするか、あるいは、市町村が自主的に選択できるようにする制度にするかについても要検討というメモがなされていて、問題意識としてはここに指摘はされているのですが、何しろ15ページ一番下の(1)が役割拡大に向けて目指す方向性という見出しになっているものですから、そういう意味では、この※がやや小さくなってしまっているのですが、他に御意見等を。人羅委員、お願いします。

【人羅委員】 私も、このことについて議論を聞いていて、申告書提出の制度化とか、そういったことを地方が担っていくという方向性はいいけれども、やはり実務上、課題があるという論理構成は妥当だと賛成します。

私自身がちょっと思っているのは、これは皆さんもご存じのとおり、日本の地方自治というのは、仕事は多いけれども自由度が低いという点に問題があつて、そういうことからまず自由度を高めるということをやつていこうという中で、この申告書の提出の制度化が、どこまで自治体の自由度が高まる、意味のある改革になるのかということところは、もう少し

議論をした方がいいのではないかという気がしています。

たしか前の会合で、私、これを制度化したら法定受託事務になるのかという質問をいたしました。先ほど、義務というお話がありましたけれども、どうも単純にそうでもないということのようですが、そもそもこういったことを自治体が担う場合、それはどういう性格になるのかということも、よく議論していく必要があるのではないかと考えております。

【碓井座長】 どうもありがとうございます。他に御意見等はございませんでしょうか。どうぞ、青山委員。

【青山委員】 この理屈をどうするかという問題かと思うのですが、私自身は、地方自治体全体で引き受けるべきだと思っているのです。国と地方というふうにした場合には、やはり大きな方で担うべきだと。確かに、現実的に考えるべき課題があるので、このステップ、このステップ、このステップと、ちゃんと計画を作って、今、すぐにできませんけれども、こうなったら、こういう手順を踏んだらやりますよということをして、地方は受けるべきだと。やはり地方自治体も消費税の税収を使うわけですから、当然です。そういう意味で、義務付けるは義務付けるのだけれども、国と地方がきちんと政治的に合意してやるべきだ。これが大前提です。

ただし、地方側の仕組みからすれば、私は、市はやはりやりなさい、あなたたち市になったのだからやりなさいと。町村は、違うのではないか、県が補完をしていいのではないですかと。そういう区分けのやり方でできないかなと思うのです。町村もやらなければいけないのだけれども、一部の町村は違いますけれども、大抵が地域の衰退をしつつあるところなので、彼らはそういうことにもっと全力を挙げてもらいたいし、県が補完をする役割がある。

そのときのやり方として、一々、納税者が県庁まで行くのではなくて、県の職員が各町村を巡回すればいいのではないか。擬似ワンストップ的になるような仕組みがあるのではないかとイメージしているので、総論はやはりべきだ。やらされるのではなくて、我々も引き受けると地方自治体、地方全体が思って、その後、中のやり方を、うまくバランスのとれたものにしたらどうかというのが私のイメージです。

【碓井座長】 他に。持田委員、お願いします。

【持田委員】 どうもありがとうございました。この第3章の書きぶりですけれども、先ほど清原委員からも御指摘ありましたように、原則として申告書提出の制度化は必要だけれども、実務上の観点から、当面は現実的ではないので、収受を行って納税環境を整えるべきだと、そういうロジックだと思います。これは、現状からいえばやむを得ない書き

ぶりだと思います。ただ、私の研究者としての好みからいえば、消極的な書き方だという印象は持ちます。

理由は2つありまして、まず第1は、地方税法の本則で、申告納税、都道府県知事に納付するということを書きながら、附則で、当分の間、税務署が徴収するということができたと経緯ですよ。どういう経緯でそういう附則が書かれたかということ、これをきちんと調べてもらいたいと思います。私がヒアリングした限りでは、多分、こういうストーリーだと思うのですが、当時、消費税の税率は3%でした。それを5%に上げるというタイミングだったわけです。そのときに、地方消費税を導入した。

そこで問題になったのは、消費税率を3%から5%に上げること自体が政治的に困難だった。それに加えて、申告書を2枚書かなければいけないということがあると、本体の税率を上げることが飛んでしまうのではないかと、そういう議論をやったのです。その結果、まずは本体の税率を上げることを優先しなければいけないので、申告書は1枚にしましょうというのが私の聞いたストーリーです。そういうことが本当にあったかどうか、きちんと調べていただきたいと思います。ですから、今、都道府県が徴収してないというのは、都道府県とか市町村の事務負担という問題ではなくて、納税義務者の負担問題、コンプライアンスだったということが一つです。

もう一つは、やはり政治的なアカウントビリティーです。政治的なアカウントビリティーをとるときに、税務行政が絶対必要だと私は思いません。なぜかというと、外国では税務行政はむしろ国がやってくれという国が多いのです。北欧諸国だって、地方所得税は国が全部徴収しています。フランスなんていうのは、地方税は評価も徴収も国がやっています。だけど、文句は出てないでしょう。というのは、税率決定権で政治家が汗をかいているからです。

しかし、日本の地方消費税の場合には、税率決定権もないし、徴収もやってないわけです。どちらか片一方やっていたらアカウントビリティーはとれるけれども、両方ともやってないというのは話にならないです。これは補助金・譲与税と同じです。ですから、税率決定権を当面の課題ではなくて、中長期的な課題にするというのであれば、税務行政で汗をかけというのはだれでも考えますよ。

ですから、現状の議論のレベルでいうと、この書きぶりはやむを得ないと思うし、賛成です。ただ、これで本当に地方団体は汗をかいているのかと聞かれたら、やはり難しいです。非常に消極的な書き方だと、個人的には思います。

【碓井座長】 地方税の根本にさかのぼった御意見をちょうだいしましたが、濱田課長

に伺ってもいいですか。持田委員の意見は、何も今日、お答えいただかなくてもいいような趣旨だったのですが、濱田課長、お話しされたいでしょうから、御説明、お願いします。

【濱田都道府県税課長】　ただいま持田先生からいただいた御指摘の点でございますが、詳細は改めて調べて検証したいと思いますけれども、お話ございましたように、経緯といたしましては、3%から5%に消費税全体が上がる段階で、それまでの消費譲与税から、地方税としての地方消費税に位置付けを変えるということになりました。これも相当、政治的にかなり大変な取り組みの中で行われたところで、ただいま先生からも御指摘ございましたように、やはり片方で納税者の方々の負担ということも考慮する中で、先生からは、税率全体を上げる方を優先したというお話もございましたが、地方団体関係者の側では、地方消費税を地方独立税として入れていくことを優先したというような判断もあつてのことではないかと、私自身、思っておりますが、これはもう少し調べまして、検証させていただきたいと思えます。

お話がございましたように、現状、地方消費税が税率決定権の面でも、徴収の事務の面でも、いわば国に依存している形になっているということは、我々としても何とかしていきたいという思いで、今回、問題提起をさせていただきました。現状、残念ながら、実務の実態などからいたしますと、報告書案のようなまとめにせざるを得ないという点については、御理解いただきたいと思えますが、先生の御指摘もしっかり受けとめまして、着実に前に進んでいくように、足元の作業の部分から、足がかりをちゃんと作っていききたいと思っております。

【碓井座長】　ちょっと持田委員に質問なのですが、今、全国一律の地方消費税の税率である。それから、市町村も、消費税の交付金を都道府県から受け取っている。そういう状況では、汗をかく必要性について実態としては都道府県、市町村、同じ立場に置かれていると考えていいのでしょうか。それとも、都道府県と市町村とは、建前の上からいって違いがあると見た方がいいのでしょうか。

【持田委員】　私は、同じだと思います。というのは、地方消費税を導入するときに、都道府県と市町村の、いわゆる料飲税とか、電・ガス税とか、個別間接税をなぎ倒しましたよね。その見返りとして、地方消費税をつくったという面もあります。ただ、市町村には交付基準を作ることは難しかったので、一旦客観的に都道府県に配分して、都道府県から迂回して市町村に回すということをやりましたので、地方消費税の課税権というのは間接的に市町村はあると思えます。ですから、技術的な理由で市町村の配分基準ができなかったというように私は理解していますけれども、それは作った人に聞いてみないとわから

ないです。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。他に、第3章について御意見等ございますでしょうか。では、清原委員、どうぞ。

【清原委員】 これは、むしろ皆様に私の立場から確認させていただきたいのですが、18ページの(2)に制度化に係る判断と書かれています。私の実感では、この表現がありがたいのですが、ほかの委員の皆様にも確認したいと思っておりますのが5行目からです。「こうした地方団体の体制整備の状況を見極めながら、消費税引き上げや共通番号制度が実施される時期を目途に、地方団体の賦課徴収に係る役割の拡大に向けて、地方団体に対する申告書提出の制度化に関して改めて詳細な制度設計を検討し、その導入について判断することが適当である」とあります。

私の立場ではどうか、市長の1人としては、現状よりも役割の拡大をやむなしとするならば、このようなタイミングなのかなという実感はあるのです。このタイミングというのは重要なポイントかと思ひまして、改めて確認させていただいて、ほかの委員の皆様への印象も何えれば安心できると思いますので、よろしくをお願いします。

【碓井座長】 今、御指摘がありましたけれども、タイミングの御指摘ですが、今の点は、何か他の委員の皆様から御発言ありますでしょうか。よろしいですか。他にどうぞ。よろしゅうございますか。

では、ちょっと私からですが、今回の中間取りまとめでは、申告書提出というところにかなり絞った記述になっていますが、考えてみると、地方税で、自らの税について汗をかくという、実は税務調査というものが本当はあるはずなのですね。しかし、ここでは、そういう問題はほとんどネグレクトされていて、そういう問題になると、例えば住民税については市町村が課税権を持っているのに、実態としては、ほとんど国税におんぶしていて、国税のかからない層の税務調査がきちんと行われているかというのは、かなり前から問題点として指摘されております。ですから、将来的な課題としては、本当は税務調査とか、そういうところもあるのではないかと、私は思っているのです。

それに比べたら、申告書提出の問題というのは、そんなに重大な問題ではない。そういう発言をすると、皆さんに大変お叱りを受けますが、何か入り口の問題であるかのような気もしてしまいますが、大変不用意な発言で失礼いたしました。他に。どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】 今、先生がおっしゃったように、受け取るかどうかだけであれば、受け取るという制度を作っても大きな問題はないように思われます。しかし、日本の納税者というのは、お役所に申告書を持って行ったら、これでオーケーですと言ってもらって置い

てくる、という安心感を行政に期待していると思うんですね。そこまでのレベルで対応できるかということを考えると、清原委員も、現実はいろいろまだハザードがあるというお考えだと思います。

私自身は、そういう安心も含めて、日本の納税者が、いわゆるお役所ですね、税務署であろうと市役所であろうと、お役所に信頼感を持って接しておられるということはいいことだと思いますから、その信頼を裏切らない形で進めていくことが大切であり、その意味で、このペーパーのスタンスは非常に現実的であると考え、賛成したいと考えます。

先ほど、清原委員から御指摘のあったタイミングの問題は、私自身は、この制度の時期の目途とすることについてはニュートラルですが、例えば消費税の税率の引上げというのは急いだ方がいいと、個人的には思っていますし、現実にもそうなるのかなという気はします。他方で、共通番号制度の方は、もう少しかかりそうだという個人的な感覚を持っております。仮に、消費税の引上げが割合早いというか、今、言われているような時期に引き上げが開始されるとなると、段階的という清原委員のお考えよりは、早目にこのタイミングが来てしまう可能性もあるかもしれません。しかし、おそらく同時ではないだろう2つの要素で、時期を目途にと書いてありますから、いわゆる消費税をめぐる納税環境が変わっていく潮目を見ながら、この制度設計の検討をするのだというような趣旨で、ここを読むということを考えており、その意味では、私はこの表現でよいと考えております。

【碓井座長】 他にいかがでしょう。それでは、第2章に戻らせていただきます。こちらは、引き続き検討するというところで、法定外税の新設・変更への関与の見直しという項目になっております。御意見等をいただければと存じます。

それでは、まず確認ですが、関与の縮小というのが、一応、基本線として意見の一致を見たという方向性で書かれているのですが、この辺、よろしゅうございましょうか。うなずいていらっしゃる方が多いようにお見受けします。

どうぞ、他に御意見や御質問ありましたら、お願いいたします。よろしゅうございましょうか。

それでは、一応、項目ごとに御検討いただきましたが、その他、まとめの「おわりに」の部分とか、逆に「はじめに」の部分、それから表題とか、全体にわたる事柄で何か御意見がありましたら、いただけたらと存じます。あるいは、これ、目次をつけたほうがいいのか、なんていう御意見もあるようですが、それは細かいことですが、何か全体を通じた御意見、ありますでしょうか。どうぞ、青山委員。

【青山委員】 先ほど清原委員がおっしゃられたタイミングの話なのですが、佐

藤先生がおっしゃるように、消費税率は意外に早いというか、早くすべきだと私も思いますが、この問題というのはどうなんですかね。結局、今、別なところで、税と社会保障の一体改革で、当初の案が地方の単独事業をストンと抜いた形で問題になって、再調整をすることになってはいますが、今度の消費税率は、地方の財政需要をきちんと見た上で上げていくということが前提ですが、そうなったときに、この消費税率を上げるときというのは、国と地方がいろいろな意味で協力しながら、安心できる社会を作るんだよ、そのための汗をみんな流そうねということがあるわけですよ。それは少し大変だけど、頑張ろうねという趣旨ですから、多分、背番号制でなくても早くやる、そのくらいもうやる準備、気持ちがあるのだということを示しながら、消費税率にも、国会での議論等にも上るのではないかと。

だから、それはここの部屋だけで考えていてもなかなか難しく、地方全体でもそういうことの共通認識にならないと、ここでこういうふうにペーパーに書いただけでは、ちょっとまだ、なかなか相当抵抗があるのだと思うのですが、ここの持っている意味みたいなことを全体で共有しなければいけないのではないかと思います。感想ですが。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。他に何かございますか。人羅委員、どうぞ。

【人羅委員】 今の話のつながりで1点だけ。消費税率引き上げというところで、気持ちとして、私は「地方」と付けてほしいという気が個人的にはいたします。

【碓井座長】 なるほど。そうすると、これは入れておいたほうがいい。

【人羅委員】 それ自体、また議論があると思うのですが、気持ちとして言っただけです。

【碓井座長】 他にいかがでございましょう。それでは、一応、今日伺うべき御意見は伺ったということにさせていただきたいと思います。

本日いただきました御意見は、さらに中間取りまとめ（案）の修文として反映させた上で、最終的な中間取りまとめとしたいと存じます。なお、先ほど特例率というような御指摘もございましたので、お帰りの電車の中で、ぴったりの、いい表現が見つかったというような方は、どうぞ事務局まで御連絡をいただきたいと思います。

そのようなことも踏まえまして、修正につきましては私に一任していただきたいと思います。存じます。ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

そのような経過を経て、最終的な中間取りまとめにつきましては、後日、事務局から送らせていただきたいと思います。

それでは、本日の研究会は、これにて終了させていただきます。

なお、この研究会は、本日をもって一旦中断といたしますか、休止させていただきました上で、年明けから再開したいと存じます。そのときには、またよろしく願いいたします。

お忙しい中をお集まりいただき、活発な御議論いただきましたことに、感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

[閉会]